

平成 28 年度 内閣府重点施策

平成 27 年 8 月
内閣府

目次

1. 経済の好循環の拡大に向けた経済財政運営の推進 1
2. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革 4
3. 女性活躍などの人材力発揮と少子化対策及び子ども・子育て支援の充実
. 10
4. まち・ひと・しごとの創生と地域の好循環を支える地域の活性化
. 14
5. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保 . . . 19
6. 「経済・財政一体改革」の取組 — 「経済・財政再生計画」 —
. 28

1. 経済の好循環の拡大に向けた経済財政運営の推進

アベノミクスにより、我が国経済はマクロ面からみてもミクロ面からもみても、およそ四半世紀ぶりの良好な状況を達成しつつある。この好機を逃すことなく、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環の拡大を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針 2015（骨太方針）」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）に基づき適切に経済財政政策を運営する。

また、エビデンスに基づく経済財政政策を企画・立案するため、個票データなど個々のミクロデータに基づく詳細かつ多様な分析を行うなど、分析基盤の強化に取り組むとともに、経済の好循環につながる政策波及メカニズムの検証をさらに拡充する。

（1）経済の好循環の拡大

○「経済財政運営と改革の基本方針 2015（骨太方針）」に基づいた適切な経済財政運営

「経済財政運営と改革の基本方針 2015（骨太方針）」に基づき、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環の拡大を図るため、経済財政諮問会議の開催等を通じて、市場を含めた経済動向を迅速に把握しつつ、時々の政策課題に応じた経済財政政策を推進する。

予算 94 百万円（82 百万円）

○政労使の取組の促進

民間の経済活動の活性化のためには、改善した企業収益を賃上げや投資に結び付け、それが更なる消費や投資の拡大に結び付く経済の好循環を、中小企業や地方を含め更に拡大・深化させなければならない。そのため、これまでの政労使合意・決定の内容について、政府・経済界・労働界の取組のフォローアップを行い、平成 28 年度以降も経済の好循環が継続するよう、政労使の取組を促進していく。また、政労使会議は、必要に応じて開催する。

○消費税転嫁対策

消費税の円滑かつ適正な転嫁等の確保を図るため、消費税価格転嫁等総合相談センターにおいて、引き続き消費税の転嫁拒否等に係る相談に適切に対応する。

予算 234 百万円（218 百万円）

(2) 経済の好循環の継続と拡大に向けた分析基盤の強化

○マイクロデータに基づく分析基盤の強化

低所得者層や子育て世帯、地方の中小企業など、個々の主体の状況を踏まえた政策対応に重点が置かれるなか、外部委託を活用した個票データ分析により、個々のマイクロデータに基づく詳細かつ多様な分析を行う。

平成 28 年度は、平成 29 年 4 月に予定されている消費税率 10% の引上げに伴う駆け込み需要とその反動減の分析に備え、「全国消費実態調査」の個票データ等を用い、所得階層別、年齢階層別等で、家計の消費行動が過去と比較してどのように変化しているか等の分析を行う。

予算 9 百万円（新規）

○経済と財政の双方の一体的な再生に係る構造改革がもたらす効果の分析

経済再生と財政健全化双方の実現のために推進すべきとされている、公的サービスの産業化やインセンティブ改革、公共サービスのイノベーションについて、セミマクロの視点から、それぞれの構造改革がもたらす効果について客観的な分析を行う。

また、改革の効果に関する分析結果は、経済財政諮問会議等の議論に活用するとともに、それぞれの政策の P D C A の確立に資する。

予算 23 百万円（新規）、機構定員要求

○地方の景気の実態把握

地方の景気について消費動向、企業動向、雇用動向等をより詳細に分析することにより、実態把握に努める。

消費動向については、平成 27 年度より開始する、家計パネルデータ等を用いた地域別、年代別等の消費動向の把握・分析を踏まえて、平成 28 年度は、足元の分析を行うとともに、所得階層別など、さらに詳細な分析を行う。

企業動向については、都道府県の地方法人二税等、雇用動向については、職業安定所別有効求人倍率を中心に分析を行い、地方の景気動向やアベノミクスの波及状況等について、きめ細かく分析を行う。

予算 19 百万円（新規）

○世界経済のリスク点検

2016～17年に欧米における大統領選や欧州中央銀行（ECB）量的緩和策の期限等の政治・経済イベントが見込まれる中、海外からのリスクに十分な目配りを行うため、外部専門家を招へいし世界経済リスクの点検を行う。あわせて、原油価格の動向が世界経済に与える影響を踏まえ、エネルギー関係の情報インフラの補強を図る。

予算 12 百万円（新規）

（3）政策形成への貢献を意識した経済社会活動研究

○好循環のための政策波及メカニズムの検証

経済の好循環を実現・発展させるような政策に資するため、企業のミクロデータ分析を中核に好循環のための政策波及のメカニズムの検証を進める。GDPの7割を占めるサービス業についても、マネジメントが生産性に与える効果について企業等へのアンケート調査などによる分析を行うとともに、技術革新が生産性向上につながるメカニズムについて検証する。

予算 46 百万円（36 百万円）

○日本経済再生・好循環のための国際共同研究の実施

経済の好循環と日本経済再生、デフレ脱却、経済成長といった経済政策の最重要課題に資する実証的知見の拡充のため、マクロ経済政策、労働市場と人的資本、生産性等の各分野について、国内外の気鋭の研究者による研究を推進する。

予算 48 百万円（43 百万円）

○国民経済計算に関連する統計データの開発・検討

最新の国際基準である「2008SNA」への対応を含む国民経済計算の基準改定については平成28年度中をめどとするが、これに加えて、国際的な要請を踏まえつつ、国民経済計算に関連する統計データを整備するための研究を行う。具体的には、経済財政の分析・政策立案に資するための統計データの整備という観点から、一般政府収支を含む四半期財政統計や、属性別に見た家計勘定の開発を目指し、推計手法の構築等調査研究を進める。

予算 23 百万円（5 百万円）、機構定員要求

2. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革

経済の好循環を拡大するためには、企業の「稼ぐ力」、すなわち中長期的な収益性・生産性を高め、その果実を広く国民各層に還元していくことが不可欠である。

「世界で一番ビジネスがしやすい環境」を整備するため、国家戦略特区の取組を一層加速化し、いわゆる「岩盤規制」の更なる突破口を開いていく。また、日本へ新たなビジネスモデルや先端技術の研究開発活動等を持ち込む可能性のある外国企業に、積極的に日本を立地先として選択してもらえよう「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」を着実に実施する。

また、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現を目指し、未来の成長の源泉であるイノベーション創出を担う企業・大学・研究機関の人材・知・資金の好循環を誘致するイノベーション・ナショナルシステムを構築する。

さらに、我が国独自の衛星測位システム（準天頂衛星「みちびき」日本版 GPS）を最大限活用し、世界最先端の地理空間情報を高度に活用できる社会（G空間社会）を実現する。

（1）「稼ぐ力」の強化に向けた事業環境の整備と成長市場の創造

○国家戦略特区の加速的推進

いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていくために、以下の取組を一層加速化し具体的な事業や提案ニーズに柔軟かつスピーディーに対応していく。

- ・ 6 区域における事業の推進に加え、これまでの取組を評価し、PDCA サイクルによる進捗管理を行う。
- ・ 地方創生特区及び地方創生特区の第二弾（平成 27 年内に実現予定）において、事業の推進を行う。
- ・ これまでの積み残しや全国から募集した提案等の規制改革事項等について、検討を進め、速やかに法的措置等を講ずる。

予算 427 百万円（308 百万円）、税制改正要望、法律改正

○規制改革の推進

規制改革会議における調査審議を充実させ、規制改革を強力に推進する。また、「規制改革実施計画」に盛り込まれた改革事項が各府省庁において速やかに実行に移されるよう、適切にフォローアップを行う。

予算 99 百万円 (99 百万円)、機構定員要求

○対日直接投資の推進

対日直接投資推進会議を司令塔とし、投資案件の発掘・誘致活動を推進するとともに、平成 27 年 3 月に同会議で決定した「外国企業の日本への誘致に向けた 5 つの約束」の着実な実施のため、関係省庁の取組状況を適切にフォローするほか、日本に重要な投資をした外国企業に副大臣を相談相手としてつける「企業担当制」を関係省庁・機関と連携して実施する。

予算 12 百万円 (12 百万円)、機構定員要求

(2) イノベーション・ナショナルシステムの実現・IT 等による産業構造改革

①科学技術イノベーション政策等の推進

○「科学技術イノベーション総合戦略 2015」及び「第 5 期科学技術基本計画」の検討等を踏まえた司令塔機能の発揮

安倍政権として初めての科学技術イノベーションの総合的な中長期的国家戦略である「第 5 期科学技術基本計画」を策定するとともに、総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮し、「予算戦略会議の開催」や「科学技術イノベーション総合戦略」等により、重要な課題や効果の高い施策への限られた資源の重点的な配分、それによる資源の有効活用及び施策の PDCA サイクルの確立を図る。

具体的には、「科学技術イノベーション総合戦略 2015」(平成 27 年 6 月 19 日閣議決定)に基づき、未来の産業創造・社会変革に向けた取組を大胆に推進し、科学技術イノベーションを通じた地方創生も盛り込みつつ、2020 年(平成 32 年)のオリンピック・パラリンピック東京大会を 1 つの目標とした科学技術イノベーションの推進を図る。

予算 453 百万円 (340 百万円)

○研究開発法人の機能強化

イノベーションシステムの強化に資するため、研究開発法人の適正かつ効果的な運営を図るとともに、世界トップレベルの研究開発成果を生み出す創造的業務を担う法人を「特定国立研究開発法人（仮称）」として位置付け、総合科学技術・イノベーション会議及び主務大臣の強い関与や業務運用上の特別な措置等を定めた新制度を可能な限り速やかに創設する。

予算 57 百万円（10 百万円）、税制改正要望、法律改正、機構定員要求

○科学技術イノベーション政策の推進

・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の推進

府省一体となって基礎研究から実用化・事業化までを見据えて研究開発に取り組む SIP を、継続的に力強く推進し、社会的課題の解決や産業競争力の強化・経済再生等に貢献する。その際、関連する規制・制度改革や標準化について、引き続き政府一体となって強力に進める。

予算 50,000 百万円（50,000 百万円）

・革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）の推進

必ずしも確度は高くなくとも（ハイリスク）、成功すれば社会や産業に大きなインパクトをもたらす（ハイインパクト）、非連続的なイノベーションの創出を目指し、挑戦的な研究開発を推進する ImPACT を着実に推進する。

予算 11 百万円（13 百万円）

・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を活用した科学技術イノベーションの推進と世界への発展～Innovation for Everyone 2020～

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をショーケースとして、日本の最先端の科学技術を世界に発信するための 9 つのプロジェクト（次世代都市交通システム、水素エネルギーシステム等）を推進する。その際、必要な規制改革等も併せて進める。

予算 50,000 百万円（50,000 百万円）（SIP 予算（再掲））の内数

・リオ大会におけるジャパンハウス運営

2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック大会の期間に設置する「Tokyo2020JAPAN HOUSE」において、我が国の科学技術イノベーションの取り組みを紹介する。

予算 30 百万円（新規）

○G7 科学技術大臣会合の開催

平成 28 年は日本が G 7（主要国首脳会議、いわゆるサミット）議長国であることから、その関連行事として、科学技術大臣会合を茨城県つくば市において開催することが決定された。当会合において、我が国は、科学技術を活用した地球規模の諸課題の解決に向け、諸外国と連携して科学技術政策をめぐる国際的な議論への主体的な貢献を行うこととしている。

予算 59 百万円（新規）

○原子力委員会等における調査審議の充実

原子力委員会における原子力政策の検討及び適切な情報発信に努めるとともに、調査審議の充実を図る。また、諸外国の関係機関との連携強化を図り、世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献に努める。

さらに、原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣会議からの要請を受け、原子力委員会の下に設置した有識者からなる原子力損害賠償制度専門部会において、原子力損害賠償法の改正等の抜本的な見直しのための検討を引き続き行う。

加えて、平成 28 年度の新たな取組として、以下を行う。

- a) 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）に基づき、最終処分計画に係る関係行政機関、機構、及び研究機関が実施する取組について、定期的に報告を受け、評価を行う。
- b) 国際原子力エネルギー協力フレームワーク（IFNEC）の事務局機能を経済協力開発機構/原子力機関（OECD/NEA）に移管することに伴い、IFNEC 参加国が応分の負担を求められることから拠出金の支払いを行う。
- c) 原子力政策の諸課題の検討に活用するため、原子力に関する様々なデータ・資料群を収集・分析する体制を構築する。

d)原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施及び実施要綱の見直し等を行う。

予算 279 百万円 (209 百万円)、機構定員要求

②宇宙開発・利用の戦略的な推進

○宇宙を活用した世界最先端のニューエコノミー創造

我が国独自の衛星測位システム（準天頂衛星「みちびき」）をはじめとした各種の宇宙インフラと地理空間情報（G空間情報）を高度に活用し、IoT・ビッグデータ等と組み合わせ、災害・緊急対応の高度化、農機・建機の自動運転、老人・子供の見守りサービス、高度道路交通システム（ITS）の実証・実装を産官学が一体となって進める。

このため、「宇宙基本計画」（平成 27 年 1 月 9 日宇宙開発戦略本部決定）に記された機数・整備の年次に沿って、人工衛星の整備等の施策を着実に実施する。特に、準天頂衛星については、「準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」（平成 23 年 9 月 30 日閣議決定）に基づき、現在取り組んでいる 2、3、4 号機の開発を着実に進めるとともに、2020 年（平成 32 年）に設計寿命を迎える準天頂衛星初号機「みちびき」の後継機の開発にも着手する。

予算 18,875 百万円 (14,622 百万円)

○宇宙 2 法の制定（宇宙活動法、衛星リモートセンシング法）

意欲ある民間事業者の宇宙関連ビジネスへの参入促進に向けた事業環境整備の一環として、民間事業者による宇宙活動を支える「宇宙活動法案」と、我が国と同盟国の安全保障上の利益を確保しつつリモートセンシング衛星を活用した民間事業者の事業を推進するための制度的担保となる「衛星リモートセンシング法案」の平成 28 年度通常国会への提出を目指す。

法律改正、機構定員要求(事項要求)

○宇宙インフラ海外展開の推進

内閣府特命担当大臣（宇宙政策）が主宰する「宇宙システム海外展開タスクフォース（仮称）」により、我が国が強みを有する宇宙システムを活かし、災害対策等の国際協力の強化と商業宇宙市場の開拓及びG空間関連プロジェクトの推進とを一体的に官民あげて取り組む。

予算 486 百万円（415 百万円）

③国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の活用

○クリニカル・イノベーション・ネットワークの構築

諸外国と比べ開発コストが高いという我が国の臨床開発に係る課題を解決し、新たな臨床開発の手法の構築を進めるため、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）は国立高度専門医療研究センター（NC）などとともにネットワークを構築し、産学連携による治験コンソーシアムを形成するとともに、NC 等が蓄積した疾患登録情報の企業による活用を推進する。

予算 1 百万円（1 百万円）

④日本学術会議活動の推進

○フューチャー・アースプロジェクトの国際連携の推進

地球規模課題解決のための新たな枠組みであるフューチャーアース（FE）活動を支える分散型国際本部事務局の一員として、FE プログラムの意思決定機関である3委員会の運営を支援し、日本のリード機関として国内外での推進を加速させる。

予算 22 百万円（14 百万円）、機構定員要求

3. 女性活躍などの人材力発揮と少子化対策及び子ども・子育て支援の充実

人口減少社会を迎える中で、我が国の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、最大の潜在力である「女性の力」の発揮が不可欠である。「女性の力」の発揮は、企業活動、行政、地域社会等の現場に多様な視点や創意工夫をもたらすとともに、社会の様々な課題の解決を主導する人材の層を厚くし、女性のみならず、すべての人にとって暮らしやすい社会づくりにつながる。このため、現在策定作業中の「第4次男女共同参画基本計画」、及び平成27年6月に決定した「女性活躍加速のための重点方針2015」に基づき、総合的な取組を加速する。税制・社会保障制度・配偶者手当等の在り方については、女性が働きやすい制度等への見直しに向けて具体化・検討を進める。

また、2020年（平成32年）をめどに少子化のトレンドを変えるため、平成27年度からの5年間を「少子化対策集中取組期間」と位置付け、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない支援を行う。

「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、本制度に基づく「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増税分を優先的に充てる。また、更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に確保していく。

さらに、「子供の未来応援国民運動」などの子供の貧困対策を推進する。

(1) 女性活躍の加速化

○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の着実な施行
法案成立後速やかに策定する基本方針及び行動計画策定指針に基づき、以下を推進する。

- ・事業主（特に地方公共団体等の特定事業主）に対し、事業主行動計画の策定を促進（厚生労働省と連携）するとともに、行動計画策定状況や女性の活躍状況に関する情報を把握し公表する。
- ・地方公共団体に対し、推進計画の策定や協議会の設置を促進するとともに、地方公共団体が、地域の関係機関・団体との連携体制を構築し、女性に対して適切な助言や情報提供を行う総合的な支援体制を整備することなどを促進する。

予算 308百万円（新規）、法律改正、機構定員要求

○社会の課題解決を主導する女性の育成

科学技術イノベーションを支える女性理工系人材の育成に向け、理工系選択を小学校から意識でき、進学・就職の各段階でも容易となる一貫した支援を行う。

諸外国における女性リーダー育成の取組を調査するとともに、グローバルな視点をもって国際機関や企業で活躍する女性リーダーの育成に向けた実践的な事業等を行う。

予算 58 百万円（新規）

○女性に対する暴力の根絶

配偶者暴力、ストーカー行為、性犯罪等をはじめとする女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、性犯罪被害者等の支援を実施する地方公共団体における取組の実証的調査研究を実施するとともに、性犯罪被害者支援に携わる相談員等への研修を実施する。また、ストーカー被害者等に対する相談対応等に関する支援マニュアルの作成など、地方公共団体におけるストーカー被害者支援の充実を図る。

予算 114 百万円（100 百万円）

○家庭生活における男性の主体的参画の促進

男性が主体的に家事・育児等に関わる社会の実現のために、全国的なキャンペーンを展開し、国民の機運を醸成する。また、男性管理職等の意識改革の推進に取り組む。

予算 23 百万円（4 百万円）

○女性が働きやすい制度等への見直し

女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等の在り方については、世帯所得がなだらかに上昇する、就労に対応した保障が受けられるなど、女性が働きやすい制度となるように具体化・検討を進める。

(2) 少子化対策、子育て支援の充実

○子ども・子育て支援新制度に係る財源の確保

「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増収分を優先的に充てる。

また、更なる「質の向上」を図るため、消費税増収分から確保する0.7兆円程度を含めて、1兆円超程度の財源が必要とされており、引き続きその確保に最大限努力する。

予算 660,054 百万円＋事項要求 (660,054 百万円)、機構定員要求

○少子化対策の推進

2020年(平成32年)をめどに少子化のトレンドを変えるため、平成27年度からの5年間を「少子化対策集中取組期間」と位置付けており、「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)に基づき、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない支援を行う。

予算 2,666 百万円 (97 百万円)、税制改正要望、機構定員要求

○男性の育児促進(「さんきゅうパパプロジェクト」等)

配偶者の出産直後からの休暇取得をはじめとする男性の子育て目的の休暇の取得を促進するため、「2020年(平成32年)に男性の配偶者の出産直後の休暇取得率80%」を目標とし、企業等に対し働きかけ、社会全体に認識共有を図るための啓発活動を行う。

予算 12 百万円 (新規)

(3) 若者など多様な人材力の発揮

○子供・若者の育成支援

平成27年度に策定する予定の新たな「子ども・若者育成支援推進大綱」に基づき、子供・若者の健やかな育成、子供・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等を推進する。

なかでも、「子ども・若者支援地域協議会」について、管下基礎自治体の協議会設置を進める都道府県をサポートすることにより、地域ネットワークを通じた困難を有する子供・若者への効果的な支援を推進する。

予算 258 百万円 (285 百万円)

○子供の貧困対策の推進

平成 27 年度から開始した「子供の未来応援国民運動」について、民間資金を核とする基金創設、支援情報の一元的な集約・提供、支援活動と支援ニーズのマッチング事業など各種事業の具体化を進め、今後更なる拡充・展開を行う。

また、子供の貧困に関する新たな指標の開発のための調査研究、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）に基づく施策の評価・検証を実施する。

予算 299 百万円（120 百万円）、機構定員要求

○青年国際交流事業の効果的な推進

地域における諸課題の解決に携わっている青年のための分野横断的な人材育成研修を実施する。日本青年の外国派遣と外国青年の日本招へいにおいて、諸課題に対する先進的な取組の視察やディスカッション等を実施し、地域貢献を担う青年人材を育成するとともに、地域団体間の分野横断的なネットワークの形成を図る。

予算 149 百万円（新規）

○障害者の自立と社会参加の支援等

障害者政策委員会の開催、障害者差別解消法の趣旨及び内容の啓発・広報、障害者差別解消支援地域協議会体制整備に関する支援、不当な差別や合理的配慮に係る事例の収集など障害者施策の推進を図る。

予算 121 百万円（119 百万円）

4. まち・ひと・しごとの創生と地域の好循環を支える地域の活性化

人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯止めをかけ、好循環を確立するために、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）に沿って、各地域において「稼ぐ力」、「地域の創業力」、「民の知見」を引き出し、地方創生を深化させていく。

平成 27 年度中に、地方公共団体において策定される「地方版総合戦略」の円滑な実行を支援するため、地域経済分析システム等による情報支援や人的支援の拡充を図るとともに、財政支援については、「地方版総合戦略」の取組へのインセンティブを強化する。このため、先駆性のある取組等を積極的に支援していくため、従来縦割りの事業を超えた財政支援を行う新型交付金を創設する。さらに、地方創生に取り組む地方を応援するため、地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附に係る税制上の優遇措置を創設する。

また、地域経済活性化支援機構（REVIC）の機能を活用し、地域産業の再生や新陳代謝等を進める。共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄付文化の醸成に向けた取組を推進する。

地方分権改革は、地方創生の極めて重要なテーマであることから、地方の発意に根差した改革を更に進めるとともに、改革の成果を国民が実感できるよう、情報発信の強化等に努める。

さらに、成長するアジアの玄関口に位置付けられるなど、沖縄の優位性と潜在力を活かし、日本のフロントランナーとして経済再生の牽引役となるよう、引き続き、国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。

(1) まち・ひと・しごとの創生

○地方創生の政策パッケージの推進

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）に基づき、しごとの創生、ひとの創生、まちの創生の政策パッケージを推進する。また、「地方版総合戦略」の円滑な実行を支援するため、地域経済分析システム等による取組へのインセンティブを強化する。このため、先駆性のある取組や、地方自らが既存事業の隘路を発見し打開する取組、先進的・優良事例の展開を積極的に支援していくため、統一的な方針の下で関係府省が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、従来縦割りの事業を超えた財政支援を行う新型交付金を創設する。地方創生関連補助金についても、適切な KPI や PDCA サイクルの整備、手続きのワンストップ化等による縦割りの弊害防止等の見直しを行う。

また、地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附に係る税制上の優遇措置を創設し、「地方版総合戦略」の施策の推進を応援する。

予算 66,492 百万円 (92 百万円)、税制改正要望、法律改正
※新型交付金については、内閣府で 663 億円要求。他省庁要求額と合わせ政府全体で 1,080 億円要求

○地域経済活性化支援機構（REVIC）の活用

「改正機構法」（平成 26 年 10 月施行）により付与された新たな機能等を最大限に活用し、地域における事業再生支援や、地域経済の活性化に資する事業活動支援を強力に推進する。

- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に掲げられた 4 分野を支援するファンド（ヘルスケア、観光、地域中核企業、復興）等による投資実績を広範に積み上げ、地域の事業者への円滑な資金供給及び経営ノウハウの提供を図る。
- ・経営（サポート）人材のマッチングを行う機構子会社を本格的に稼働させ、地域金融機関等とも密接な連携を図りながら、経営改善、生産性向上等の実行支援ができる経営（サポート）人材の育成や、同人材を必要とする地域企業等とのマッチング等を推進する。

予算 3 百万円 (2 百万円)、税制改正要望

○「プロフェッショナル人材」の地方への還流促進等

地域の企業が、その経営体質強化を含め、新たな取組に積極的にチャレンジする「攻めの経営」に転じていきやすくなるような環境を整え、その戦略的取組の具体化と、そのために必要となる「プロフェッショナル人材」の地方への還流について、各地域の「プロフェッショナル人材戦略拠点」を活用し、強力に促進するなど、地方創生を担う人材を確保・育成していく。

予算 3,050 百万円 (新規)

○総合特区の推進

総合特区に指定された地域において地域の資源や知恵を活かした意欲的な取組が進められ、地域活性化等の大きな成果が得られており、また、今後とも主体的に推進していく地域の意向も強いことから、引き続き総合特区の着実な推進を図る。また、「総合特別区域法」において、「5年間の施行状況について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じる」こととしており、地域の意欲や取組の成果等に応じた適切かつ効果的な支援ができるよう、総合特区の推進を総合的かつ集中的に図る所要の措置を講じる。

予算 5,698 百万円 (5,613 百万円)、税制改正要望

○地方分権改革

地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生の極めて重要なテーマである。地方から地方分権改革に関する提案を幅広く募集し、その最大限の実現を図ること等により、地方の発意に根差した改革を更に推進する。あわせて、住民に身近な行政の現場で活躍する人材の連携・情報共有等により地方分権改革の担い手の強化・支援を図るとともに、改革の成果を国民が実感できるよう、優良事例の普及や情報発信の強化等に努める。

予算 47 百万円 (40 百万円)、法律改正、機構定員要求

(2) 活力あふれる共助社会づくり

○市民活動の促進

引き続き、特定非営利活動法人制度の円滑な施行、情報発信等の事務を行うとともに、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）の下で開催されている「共助社会づくり懇談会」において、特定非営利活動法人（NPO）等による地域の絆を活かした共助の活動の推進に必要な政策課題の分析と支援策の検討を行うなど、活力あふれる共助社会づくりに向けた議論を進める。

予算 186 百万円 (131 百万円)

○公益法人制度の適正な運営

「民による公益の増進」に向けて、公益認定等委員会委員による法人訪問や、多様な法人関係者等が一堂に会した意見交換等を行う「法人との対話」を推進するとともに、新規認定法人数の増加のための取組を実施する。また、寄附文化の醸成を図るため、都道府県や関係部局との連携等を強化していく。

さらに、広く国民からの寄附等により支えられ、税制優遇を受けて公益目的事業を行う公益法人の性格に鑑み、その自主性・自律性を高めるとともに、法令に基づく監督を適切に行うことにより、公益法人の信頼性の向上を図り、志をもった適正な法人による公益活動が一層推進されるよう取り組む。

予算 553 百万円の内数 (479 百万円の内数)、税制改正要望、機構定員要求

(3) 国家戦略としての沖縄振興策

○沖縄振興策の推進

平成 33 年度まで、毎年 3000 億円台の沖縄振興予算を確保するとされていることを踏まえ、引き続き、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進していく。

○沖縄振興一括交付金事業の推進

沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県・市町村が自主的な選択に基づいて実施する。

予算 161,759 百万円 (161,759 百万円)

○公共事業等の推進

那覇空港など産業・観光の発展を支える空港や港湾、道路、農林水産業振興のために必要な生産基盤等の社会資本の整備、学校施設の耐震化や災害に強い県土づくりなどを実施するため、国直轄事業及び地方公共団体等事業に係る公共事業等を推進する。

予算 149,742 百万円 (142,411 百万円)

○沖縄科学技術大学院大学（OIST）

沖縄科学技術大学院大学（OIST）が世界最高水準の教育・研究を行い、イノベーションの国際的拠点となるため、新たな研究棟の建設や新規教員の採用など OIST の規模拡充に向けた取組を支援するとともに、OIST 等を核としたグローバルな知的・産業クラスターの形成の進展を図る。

予算 17,676 百万円（16,726 百万円）

○駐留軍用地跡地利用の推進

西普天間住宅地区について、関係省庁との連携体制を確立し、国際医療拠点構想の具体的な検討を進めた上で、同地区への琉球大学医学部及び同附属病院の移設など高度な医療機能の導入をはじめとする駐留軍用地跡地の利用の推進を図る。

予算 1,255 百万円（360 百万円）

○特区・地域制度の活用

平成 26 年度に使い勝手を大幅に向上させた各特区・地域制度を効果的に活用し、沖縄への産業集積等を一層進めるため、沖縄県や各種団体等とも連携しつつ、制度の周知・広報に努める。

5. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模地震や津波、水害・土砂災害、火山災害など多様な自然災害に対し、研究・人材育成・訓練を含め防災・減災の取組を推進する。また、避難計画の策定、訓練・研修の実施等の原子力防災対策の充実・強化を引き続き推進するなど、総合的な災害対策の推進を図る。

国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際的な平和協力活動により一層積極的に協力する。拉致被害者等への総合的な支援策を実施する。北方領土問題にかかる国民世論の啓発等を実施する。招待外交の表舞台に相応すべく、迎賓館の施設・運営面の充実を図る。

暮らしの安全・安心を確保するため、食品の安全性の確保、消費者政策の推進、死因究明体制の強化、自殺対策などを推進する。

政府の取組について国民の理解を得るため、また、世界への発信を強化するため、内外広報の積極的かつ効果的な展開を図る。

栄典事務、公文書管理制度の適切な遂行等を通じて、文化、公共心など社会を支えている土台を大切に確保する。

(1) 防災対策の推進

○南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模地震・津波災害対策

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月）では、国はプッシュ型支援（被災地からの要請を待たず直ちに行動すること）を行うこととしているが、計画の実効性を確保するため、今年度中に策定予定の首都直下地震における活動計画も含め、検証を行う。

また、首都直下地震対策では、首都中枢機能の継続性の確保や、東京都をはじめとする地方公共団体と連携し、帰宅困難者対策、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた外国人観光客の避難誘導対策の取組を強化する。

さらに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び中部圏・近畿圏直下地震の被害想定算出及び対策の検討を行う。

予算 963 百万円（596 百万円）、機構定員要求

○火山噴火、水害・土砂災害対策等

平成 26 年 9 月の御嶽山の噴火の教訓等を踏まえた、「火山防災対策推進ワーキンググループの最終報告」（平成 27 年 3 月）、「改正活動火山対策特別措置法」（改正法は同年 7 月に公布、公布の日から 6 か月以内に施行）等を受け、火山防災協議会における警戒避難体制の検討に対する支援、退避壕の整備に関する課題の検討等を行うとともに、必要な地域における避難施設緊急整備地域の指定を推進する。あわせて、火山防災対応経験者を火山地域に派遣する火山防災エキスパート制度の運用、大規模降灰が首都圏等に与える影響への対策の検討等も引き続き行う。

また、「土砂災害に対する住民の適切な避難行動を促すためのガイドライン」（平成 27 年度作成予定）について、土砂災害以外の災害に対する避難にも活用できるよう、内容の充実を図る。

さらに、東日本大震災や最近の火山災害・土砂災害等の教訓を踏まえ、災害対策標準化推進ワーキンググループにおいて、災害対応に係る各種業務の標準化について検討を推進する。

予算 463 百万円（167 百万円）、機構定員要求

○政府の最適な危機管理組織の在り方に係るフォローアップ

「政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合の最終報告」（平成 27 年 3 月）では、

- ・緊急災害対策本部や現地に派遣する職員を交代要員を含めて十分確保する。
- ・内閣府（防災担当）は地方に出先機関を持たないことから、市町村に派遣される各省庁出先機関等の職員を国を代表する職員とする仕組みを設け、該当職員をあらかじめ特定し、定期的な研修や地方公共団体との顔の見える関係づくりを行う。
- ・国が府省庁の所管に関わりなく被災地方公共団体を支援する仕組みの創設を検討する。
- ・内閣官房（事態対処・危機管理担当）と内閣府（防災担当）の役割分担と連携強化をはじめとして、関係府省庁間の相互の連携を更に強化する。

等が重要と指摘されていることから、今後これらの指摘をフォローアップするとともに、取組を着実に推進する。

機構定員要求

○被災者支援の推進

災害が多い我が国において、被災者に対するきめ細やかな支援が実施されるよう、災害救助法の適用等に関する助言、災害救助費の支出を適切に行うとともに、避難所の確保と質の向上に係る取組を推進するなど、災害時の被災者支援について更なる充実を図る。

また、東日本大震災での教訓等も踏まえ、大規模災害時における被災者の住まいの在り方についてさらに検討を進める。

予算 1,193 百万円 (1,209 百万円)

○多様な主体による防災力の向上

大規模広域な自然災害に対する即応力の強化のため、国と地方公共団体との更なる連携強化を進め、「津波防災の日」を中心に地震・津波防災訓練を実施するなど、実践的な防災行動の定着に向けた国民運動を展開する。また、防災産業の促進など民間部門における防災に関する取組を推進するとともに、行政とボランティア関係者の連携を促進する。

予算 835 百万円 (756 百万円)、機構定員要求

○体系的・総合的な訓練・研修の実施

平成 27 年度策定予定の「防災訓練中期計画」を踏まえた平成 28 年度総合防災訓練大綱に基づく訓練を実施し、国と地方公共団体との連携強化等を図る。また、国及び地方公共団体等の職員を対象とした研修においては、標準テキストの整備やインターネットを通じた研修の実施などにより研修の充実を図り、防災を担う人材の育成を図る。

予算 156 百万円 (156 百万円)、機構定員要求

○災害時の通信確保、情報システムの運営

大規模災害時に全国の防災関係機関を結ぶ専用回線である中央防災無線網の維持・充実のため、老朽化した無線設備、電話交換設備及び電源設備の更新を行うほか、新たな指定公共機関に衛星通信地球局及び多重無線通信設備を設置する。

また、各省庁・民間の保有する被害情報等を早期に把握し、迅速・的確な初動体制の確立と意志決定を支援するための総合防災情報システムの運営を行う。

予算 1,717 百万円 (1,493 百万円)

(2) 原子力防災対策の充実・強化

○原子力防災対策の具体化・充実化

平成 25 年 9 月の原子力防災会議での決定に基づき、13 ある原発立地地域ごとに地域原子力防災協議会を設置し、関係省庁と地方公共団体が一体となって、地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化を進める。

計画のさらなる具体化・充実化のために、防災活動資機材等の整備、要援護者等屋内退避設備の整備、原子力災害医療体制の整備、地域での防災訓練の実施支援、緊急事態応急対策等拠点（オフサイトセンター）整備等の支援を行う。

また、平成 28 年度においても原子力総合防災訓練の実施や、バス運転業務者等への研修の実施等の訓練・研修にも注力する。

さらに、国際的な知見・経験の共有等を推進するため、原子力防災に関する国際機関や各国の原子力防災部局との連携体制を強化する。

予算 26,131 百万円（12,210 百万円）、機構定員要求

(3) 外交・安全保障等

○国際的な平和協力活動へのより一層積極的な協力

・国際平和協力業務等の着実な実施

我が国に対する国際社会からの評価や期待を踏まえ、国際連合平和維持活動（PKO）等に引き続き積極的に協力する。南スーダン国際平和協力業務については、南スーダン情勢等を踏まえて、実施計画の変更等について検討する。

・改正 PKO 法施行による協力対象の拡大、業務の拡充等

平和安全法制整備法案の一部として PKO 法の改正が含まれている。国会審議を経て改正が成立する場合には、所要の体制を整備した上で、その施行に伴う協力対象の拡大、業務の拡充等に適切に対応する必要がある。

予算 621 百万円（592 百万円）、法律改正、機構定員要求

○拉致被害者等への支援

平成 26 年度に改正した「拉致被害者等支援法」等に基づき、帰国拉致被害者等の自立促進・生活再建のほか、その老齢時における良好かつ平穏な生活の保障等のための支援を行う。

また、拉致被害者等が新たに帰国する場合には、その状況に応じ、拉致被害者等に対する施策について所要の検討を行う。

予算 337 百万円 (327 百万円)

○遺棄化学兵器の発掘・回収及び廃棄

・移動式処理設備による遺棄化学兵器の廃棄

日中両国政府間で作成された廃棄計画に基づき、平成 24 年 4 月 29 日時点で化学兵器禁止機関に申告された遺棄化学兵器の移動式廃棄処理設備による廃棄については、できる限り平成 28 年中の廃棄完了目標を達成することを目指して最善の努力を行う。

・ハルバ嶺における遺棄化学兵器の廃棄

日中両国政府間で作成された廃棄計画に基づき、平成 26 年 12 月の試験廃棄作業の開始に伴う、ハルバ嶺の遺棄化学兵器の廃棄計画を平成 29 年 12 月までに作成することとなっており、それまでの間においては、平成 34 年中の廃棄完了を目指すべく最善の努力を払うこととなっていることから、発掘・回収及び廃棄の作業を着実に進める。

予算 34,573 百万円 (31,434 百万円)、機構定員要求

○北方領土問題にかかる国民世論の啓発等

元島民が高齢化する中、北方領土問題について、国民、特に若い世代への理解と関心を高める。このため、(独)北方領土問題対策協会と連携し、教育関係者への働きかけを強化するとともに、イメージキャラクター「エリカちゃん」などを SNS 等で積極的に展開する。また、北方四島交流等事業を安全かつ着実に実施する。

予算 1,861 百万円 (1,606 百万円)

○招待外交の表舞台に相応しい迎賓館

安倍総理が掲げる「地球儀を俯瞰する外交」に沿った役割が果たせるよう、各国賓客の招待外交の表舞台に相応しい迎賓館としての施設面、運営面の整備・充実を図る。

予算 1,504 百万円 (1,024 百万円)

(4) 暮らしの安全・安心

○食品の安全性の確保

・新たなリスク評価企画体制の強化

我が国の食品リスク評価が国際的に信頼されるよう、国際的動向を踏まえ、より迅速かつ的確なリスク評価のための新たな評価方法や新たな技術を応用した食品の評価方法の企画・立案を行う「評価技術企画室」の体制強化を図る。

・添加物・栄養成分や特定保健用食品に係る評価体制の強化

介護用食品等新たなカテゴリーの食品が普及しつつあるといった時代の変化や、特定保健用食品の審査手続の迅速化、効率化のため「消費者委員会、食品安全委員会及び厚生労働省の審査を同時並行で行う」（「規制改革実施計画」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定））とされたこと等に対応したリスク評価を実施するための体制を構築する。

予算 1,100 百万円の内数 (959 百万円の内数)、機構定員要求

○特定保健用食品の審査体制の強化

特定保健用食品の申請が年々、増加する中、「規制改革実施計画」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）にて、審査の更なる合理化・迅速化を図るとされたことから、消費者委員会事務局の体制強化を図る。

予算 2 百万円 (新規)、機構定員要求

○消費者行政全般についての監視機能の強化

消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たせるよう、消費者問題に関する研究者及び消費者団体、弁護士、消費生活相談員等、様々なバックグラウンドを持つ有識者とネットワークを構築し、多様な専門知識等を活用することで消費者委員会の調査審議をより充実させる。

予算 193 百万円の内数 (242 百万円の内数)

○死因究明等の推進

「死因究明等推進計画」（平成 26 年 6 月 13 日閣議決定）に掲げる施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、その実施状況を検証・評価・監視する。

また、地方公共団体をはじめとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進協議会（仮称）の設置・活用に向けて協力するよう求める。

予算 11 百万円（8 百万円）

○地域における自殺対策の推進

「自殺総合対策大綱」（平成 24 年 8 月 28 日閣議決定）に基づき、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策の推進を図るため、地域の実情に応じた取組を行う地方公共団体や民間団体を支援する。

※「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」（案）が成立すれば、平成 28 年 4 月 1 日に厚生労働省に移管（予定）。

予算 2,636 百万円（152 百万円）

○アルコール健康障害対策の推進

「アルコール健康障害対策基本法」（平成 26 年 6 月施行）に基づき、「アルコール健康障害対策推進基本計画」を策定（平成 28 年 5 月末までに閣議決定）し、アルコール健康障害対策を推進する。

予算 22 百万円（18 百万円）

（５）政府広報による内外広報の積極的かつ効果的な展開

アベノミクスや「経済・財政一体改革」をはじめとする政府の取組について国民の一層の理解を得る。

また、国際社会において事実関係に関する正しい認識と、我が国の基本的立場や政策に関する理解の浸透を図るため、官邸を司令塔として民間の力も活用し、あらゆる広報ツールを通じた国際社会に対する日本の発信力を強化し、戦略的な国際広報を実施する。

予算 11,622 百万円（8,304 百万円）、機構定員要求

(6) 栄典事務の適切な遂行

○国民に親しまれ、支持される栄典制度

春秋叙勲・褒章等に関し、功績、受章環境等の審査業務、親授式、伝達式等の儀式の実施に至るまで、適正かつ効率的に業務を遂行するとともに、経済社会情勢の変化に対応し、平成15年秋以降の制度改正の趣旨の定着（民間部門の受章者数増加や一般推薦制度の円滑な実施など）を図り、国民に親しまれ、支持される栄典制度を目指す。

予算 2,731百万円の内数（2,739百万円の内数）

(7) 公文書管理制度の適正かつ円滑な運用の推進等

○国立公文書館の機能強化等

健全な民主主義の根幹を支える基盤となる公文書管理制度の適切かつ円滑な運用を推進するとともに、国立公文書館がその機能を十分発揮できるよう調査検討を実施しつつ、体制強化を図る。

予算 2,574百万円の内数（2,305百万円の内数）、機構定員要求

(8) 官民の人材交流の円滑な実施のための支援等

○官民の人材交流の円滑な実施のための支援

官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、①府省等及び民間企業等に対する情報提供等並びに②官民人材交流に関する制度及びその運用状況に関する広報・啓発活動を実施する。

○民間の再就職支援会社を活用した再就職支援

早期退職募集制度の施行に併せて、職員の自発的な退職・再就職を前提として、透明性の高い形で、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。

予算 141百万円（73百万円）

(9) 再就職等規制に関する監視等

一般職の国家公務員及び自衛隊員の再就職等規制に関する監視活動や、再就職等規制の周知活動に万全を期すことにより、国家公務員の再就職に関する国民の疑念の払拭を図る。

予算 61百万円（75百万円）

(10) 特定秘密の指定等の適正を確保するための措置

独立した公正な立場において、特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書の管理の適正を確保するための検証、監察を行う。

予算 452 百万円 (12 百万円)

6. 「経済・財政一体改革」の取組 — 「経済・財政再生計画」 —

「経済再生なくして財政健全化なし」は、経済財政運営における安倍内閣の基本哲学である。民間の活力を活かしながら、経済・財政双方の一体的な再生を目指す「経済・財政再生計画」(2016年(平成28年)度～2020年(平成32年)度)の下、政府はもとより広く国民全体が参画する社会改革として、「経済・財政一体改革」を断行する。具体的には「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進する。

歳出改革では、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」に取り組む。公共サービスの質や水準を低下させることなく、経済への下押し圧力を抑えつつ公的支出の抑制を実現する。歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの取組を強化し、聖域なく徹底した見直しを進める。また、地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

歳入改革では、経済環境を整える中で、消費税率の10%への引上げを平成29年4月に実施する。成長分野、高収益分野への企業や人材の移動等により安定的な経済成長を持続させる「経済構造の高度化、高付加価値化」を進めること等を通じて新たな歳入増を実現する。持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。

(1) 「経済・財政一体改革」の推進

○経済財政諮問会議による改革の具体化と評価体制の構築

計画に沿って「経済・財政一体改革」が着実に進展しているかどうかをチェックするため、経済財政諮問会議「経済・財政一体改革推進委員会」において、速やかに改革工程、KPIを具体化するとともに、改革の進捗管理、点検、評価等を行う。

また、歳出改革を推進する観点から、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)の下、関係府省等の参加を得て、優良事例展開のためのプラットフォームにおいて、先進的な取組の全国展開を図る。

予算 88 百万円 (28 百万円)、機構定員要求

○経済と財政の双方の一体的な再生に係る構造改革がもたらす効果の分析（再掲）

（２）歳出改革

①公的サービスの産業化

○PPP/PFI の推進

民間の資金・ノウハウを活用し、効率的なインフラ整備・運営やサービス向上、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」（平成 25 年 6 月民間資金等活用事業推進会議決定）の実行を加速する。このため、コンセッションや公的不動産の利活用など、多様な PPP/PFI 手法の積極的導入を進め、民間ビジネスの機会を拡大する。

また、国や例えば人口 20 万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。

その一環として、通常の公共施設整備・運営とのイコールフットィングの更なる確保等コンセッションをはじめとする PPP/PFI の円滑な導入に資する環境整備を進めるとともに、それらの地方公共団体等への周知を図る。また、会計・税務等の高度な専門家チームの派遣や PFI 手続の一層の簡素化を行うなど、地方公共団体の案件形成促進に向けて事業フェーズに応じた切れ目ない支援を図る。さらに、PPP/PFI 手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームについて、全国的な体制整備を計画的に推進し、産官学金による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上を図る。

予算 250 百万円（142 百万円）、法律改正

○公共サービス改革の推進

「公共サービス改革基本方針」（平成 27 年 7 月 10 日閣議決定）に基づき、市場化テストの導入により質の維持向上及び経費の削減が見込まれる事業等について、法の対象に加えるべく、ヒアリング等の事業選定作業を行う。また、既に市場化テストの対象となっている事業については、官民競争入札等監理委員会において、実施要項案や事業評価案の審議を行う。さらに、各府省等が自ら事務・事業の見直しを行えるよう、業務フロー・コスト分析による業務改善を促す。

※「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」（案）が成立すれば、平成 28 年 4 月 1 日に総務省に移管（予定）。

②インセンティブ改革

○地方創生の取組を効果的かつ効率的に支援する新型交付金の創設（再掲）

○「子ども・子育て支援新制度」を通じた、市町村による住民ニーズに基づいた多様な子育て支援（再掲）

○総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能を強め、各府省庁の予算の重点化、重複排除と連携による効率化を徹底（再掲）

○ワーク・ライフ・バランスや女性の幹部登用、女性の就業促進の取組を支援するための施策を計画期間中に着実に実施することにより、企業のインセンティブを強化（再掲）

③公共サービスのイノベーション

○マイナンバー制度の活用

平成 27 年 10 月から導入されるマイナンバー制度については、セキュリティ対策の強化と歩調を合わせつつ、利活用範囲の拡大等を進める。

- ・マイナンバー利活用範囲の拡大

戸籍事務、旅券事務、さらには在留届など在外邦人の情報管理業務に加え、証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバー利用の在り方等について検討を進め、必要な措置を講ずる。
- ・個人番号カードの普及・利活用の促進

平成 28 年 1 月から国家公務員身分証との一体化を進め、あわせて、地方公共団体等の職員証や民間企業の社員証等としての利用を促す。また、個人番号カードのキャッシュカード等としての利用や ATM 等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向け、民間事業者と検討を進める。
- ・個人番号カードによる公的資格確認

個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とするほか、印鑑登録者識別カード等行政が発行する各種カードとの一体化を図る。加えて、各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含め検討を進め、可能なものから順次実現する。
- ・マイナポータルを活用したワンストップサービスの提供

官民の証明書類の提出や引越・死亡等に係るワンストップサービス、電子的な行政手続等への多様なアクセスを平成 29 年 1 月のマイナポータルの運用開始に合わせ順次実現する。
- ・個人番号カード及び法人番号を活用した官民の政府調達事務の効率化

個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を平成 29 年度から順次開始する。また、平成 29 年度から順次地方公共団体での上記システムの利用を可能とする。
- ・年金・税分野での利便性の高い電子行政サービスの提供・年金保険料の徴収強化・行政効率化

マイナポータルにおいて年金・国税・地方税等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスの提供をするとともに、ワンクリック免除申請の導入等を実施していく。また、源泉徴収票と給与支払報告書の様式・データ形式を統一化し、一括作成・提出を可能とする仕組みを構築する等の取組を行う。

予算 1,752 百万円 (481 百万円の内数)、法律改正、機構定員要求

○データベースの整備促進

・交通データオープン化

「官民 ITS 構想・ロードマップ 2015」(平成 27 年 6 月 30 日 IT 戦略本部決定)に基づき、自動走行システムの早期実用化のより一層の加速化と、官民協力による交通関連データの整備と公開を推進する。(再掲)

・地域経済分析システム (RESAS) の広報・普及等

地域経済分析システム (RESAS) について、フォーラムやワークショップの開催や専門人材の確保・派遣等を通じて、地方自治体や国民への広報・普及等を推進する。(再掲)

○内閣府の業務効率化

・ホームページの整備促進

「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」(平成 27 年 3 月 27 日 CIO 連絡会議決定)に基づき、引き続き情報提供サイトの集約やアクセシビリティ及びユーザビリティに配慮したホームページの整備を進める。

予算 12 百万円 (12 百万円)

・テレワーク推進のための環境整備

「国家公務員テレワーク・ロードマップ」(平成 27 年 1 月 21 日 CIO 連絡会議決定)に基づき、テレワークが勤務形態の一つとして定着し、必要な者が必要な時に当該勤務を本格的に活用できるよう、貸出用端末 (パソコン等) の整備を進める。

予算 57 百万円 (新規)

・ペーパーレス会議システムの運営

庁内会議のペーパーレス化の先駆けとして、幹部会等においてペーパーレス会議システムを運営する。

予算 5 百万円 (新規)

・電子決裁の推進

「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）に基づき定められた「世界最先端 IT 国家創造宣言 工程表」（平成 27 年 6 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）を踏まえ、電子決裁率の更なる向上を図る。

（3）歳入改革

①歳入増に向けた取組

○マイナンバー制度を活用した徴税コストの削減（再掲）

②税制の構造改革

○安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しする観点からの税負担構造の見直し（再掲）

○夫婦共働きで子育てをする世帯にとっても、働き方に中立的で、安心して子育てできる社会の実現（再掲）